

「さあ、みんな、考えよう」

人権啓発合同フィールドワーク(遠方)の報告 [その2]

毎年、柘植12区合同での人権啓発事業として柘植地域人権啓発合同フィールドワークを近隣と遠方の2回行っていきます。本年の近隣フィールドワークは、いがまち人権センターおよび前川区において5月20日に行いました。2018年1月28日(日)には遠方フィールドワークとして53人の参加者と松浦武二郎記念館と、三重県人権センターを訪れました。先月号では松浦武二郎記念館での学びについて報告しました。今回の通信では、三重県人権センターでの学びを報告します。

三重県人権センター・味岡一博さんの講演

味岡さんは「差別の歴史」と題して、この合同フィールドワークにおいて3回シリーズで時代を分けてお話をされました。4年前のこのフィールドワークでは中世のお話、2年前はその続きとして江戸時代のお話をされました。今回は、明治時代の差別の歴史についてのお話でした。

今回は明治時代についてお話しします。私は、明治という時代が部落差別の歴史の中で現代につながる、いちばんポイントとなる部分だと思っています。ここでつくられた差別や意識が、今も続いている意識の元になっていると思います。今、NHKで「西郷どん」をやっていますが薩摩、土佐、長州などの下級武士が力を合わせて1867年に260年以上続いてきた江戸幕府を倒しました。江戸幕府を倒して4年目に解放令というのを出します。江戸時代の身分をかえました。百姓も町人も差別されていた人もみんな平民という身分にしました。身分制度がなくなっただけではありません。天皇や皇族、士族、平民などという新しい身分にかえて、江戸時代に差別されていた人を新しく平民という身分に入れて、制度として身分差別をやめます。この「解放令」が出たのに差別は残ったんです。これが今日のポイントの1つです。2つめは、明治になって1885年がポイントです。今まで被差別の人たちが、生活も苦しい、金がない、差別を受けたいちばんどん底が1885年といわれています。江戸時代ではなく、明治の1885年にいちばん劣悪な生活に陥りました。なぜか。それが2つめのポイントです。そして、そこから立ち上がっていったんです。水平社という運動を起こして自分たちで差別から立ち上がっていったんですね。その運動がどのように展開されていったのか。この3つが今日の話の柱です。



まずは1つ目のポイントの解放令です。といっても解放令という名前はついていません。明治政府が政治を行っていろいろなことをやり、条例をつくって、日本中に広めていくのが太政官布告です。明治4年(1871年)、8月28日に出台了。差別された身分の呼称が廃止になったんです。これにより身分、職業を平民と同じようにしなさい。職業も自由、住所も自由。江戸時代

は3つの縛られ方をしていました。身分、住所、職業ががんじがらめに縛られていたのを廃止し、平民になりました。江戸時代の百姓は人口3000万人の85%、町人は5%、差別されていた人が2%で、計92%が平民になりました。武士は7%くらいです。貴族と神主さん、お坊さん、天皇などをあわせて約1%でした。被差別の人たちは喜んだんです。江戸時代の長かった苦しみから「やっと解放された」と喜びました。解放とは心の解放です。しかし、これからあとも差別は続いていくんです。この解放令には、差別したら罰金をとるとか、刑務所に入るとかいったことが、どこにも書かれていませんでした。差別してはいけないということがどこにも書かれていません。身分、住所、職業を平民にするということだけです。江戸時代と同じような差別を続けたら罰するとはどこにも書かれていないんです。では、なぜ政府は明治4年にこれをつくったんでしょうか。江戸時代はそれぞれの藩をお殿さんがおさめていました。税制もそのお殿さんのもで行われます。いわゆる独立国家のようです。その上に幕府が乗っかっています。ある藩は、大半が農民であった被差別の立場の人には年貢免除でそのかわりに死体処理や、警察の下働き、牛の処理していました。別の藩では農業を行っている差別された立場の人から年貢をとった藩もあります。明治の世の中になり、明治政府が税金の仕組みをかえました。年貢をやめ、土地に対して評価額を決め、その3%をお金でおさめる地租改正を行いました。江戸時代はおさめていたところとおさめていなかったところがあったので、みんなから税を納めてもらえるようにするために身分を同じにするために解放令を出した、差別をなくすためではなく、税を上手にとりたてて、文句がでないように解放令を出しました。また、明治には徴兵制(1873年)ができました。兵舎に入った先で、差別されていた人と同じ待遇に不満を待つ人が出てくると統率がとれないので、身分制度を廃止して徴兵制がうまくいくようにしたのではないとも言われています。江戸時代は差別されていた人と町人は交わるなどという時代でした。同じ火を使ったものは共有しない。だから今で言うと、銭湯に行けない、旅館に泊まらない、食堂に行けない時代でした。解放令後は、同じ身分なのでどこへでも行けます。しかし、江戸時代からしみついた体制からいろんなところでトラブルが起きました。そのような不満のなか、岡山的美作では、江戸時代の差別されていた人たちを襲撃したり焼き討ちにすることが起こりました。7人が亡くなりました。これが西の方へ広がりました。福岡では700軒の被差別部落が焼き討ちにあったと言われます。広島では、昔の差別されていた身分を隠して結婚した女性が解放令後にそれを明かしたことから裁判になり、高等裁判所は、部落出身をいつわり百姓に嫁いできたのが悪いと離婚成立としました。この時代は法律でも差別はまだされました。江戸時代から続いてきた差別があたりまえの習慣はそのまま残っていききました。身分は平民で職業も住所も自由だけれども、差別はそのまま残っていききました。差別されたら罰せられるという制度ではなかった。解放令が出て解放はされなかったのが明治のはじめです。

2つ目の話。1885年にどん底の生活がやってきます。差別がきびしくどん底に陥っていたのはなぜか。西郷隆盛が1877年に西南戦争を起こしました。西郷は朝鮮半島を日本の植民地にしようとして征韓論を打ち出します。士族になった武士たちは何をしたらよいかかわらず、仕事もうまくいかず路頭に迷っていました。150万人いました。その不満が明治政府に向かうと困るので、その人たちをいかにす道でもありました。しかし、一緒に幕府を倒した人たちと意見があわず、猛反対されました。西郷は政府の役人をやめ、くんに帰りました。そこで、不満をかかえた人たちが自分たちのことを考えてくれた西郷と九州を独立させようとしたのが西南戦争です。武士の装備に対して政府は徴兵制で訓練した鉄砲、大砲の軍隊3万人を送りました。その弾は海外から買っていました。金がないと買えません。どうしたかという、政府はお札・公債を増刷しました。この戦争後に、国内にはお金があり、インフレが起こりました。お金を適正な量に減らすためにお金を回収するために、政府は土地に対する税金をあげることと造船所や製糸場などの官営の工場を民間に払い下げをしてお金を回収しました。150万でつくった長崎造船所を50万で買い取ったのが

三菱をつくった岩崎弥太郎です。このことにより大富豪が生まれ、また、土地を持っていて税金を払えないので土地を手放そうとするのを買いたたいて大地主ができました。これが1880年代です。このことにより昔の被差別の人たちのなかには土地を手放し土地を離れる人がいましたが戸籍に新平民と書かれていることなどから仕事につけず、住むところもなくなる人たちがいました。その人たちが助けあいながら、一軒の家を間仕切りして数軒で住んだり、道からはみ出してバラックを建てたりと、入り組んで狭い、複雑な道と複雑な家がいっぱいある集落ができた。このような集落では助けあいで、たばこや石けんなどもばら売りで買えました。しかし、大雨が降ると污水があふれたりもしました。この時代は被差別の人たちは3割の金持ちとものごく貧しい7割の人の2極にわかれしました。明治の貧しい人たちはどのようなことをしていたか。まず日雇いです。梅雨時や冬場は仕事がなく、安定した収入がなく、危険でキツイ仕事でした。命の危険のある炭鉱労働をした人もいました。マッチ工場では、学校に行かずに手先の器用な小さい子どもが働きました。差別があり働けない、生活の貧困、学校に行けない、就職できないという悪いスパイラルに入っていました。1905年に国が三重県に被差別の人たちの生活改善事業モデル地区を指定しました。そのために国から三重県に有松知事がおりてきました。財閥や大地主ができてきたなかで、一部の者だけがたくさんお金を持っていることに対して農民の労働運動が起きました。社会主義が日本にひろがりました。この運動をなんとかしめるために、日本でいちばん厳しい生活をしている人たちのことから着手しようと、厳しい立場にいる部落の人たちの改善事業から取り組んで、その次に工場労働者などに広げていこうとしました。そのモデル地区に三重県が指定されました。まず有松知事は部落の人たちの実態調査をやりました。報告書には風紀のみだれ、低い就学率、未発達な衛生思想、犯罪の多さなどが出てきました。金がない、仕事がない、貧しい、学校に行っていないので生活を改善するにもわからない。これらはすべて差別が原因であるのに、これは社会にある差別が引き起こしているとはとらえずに、これは部落の人のもともとの特性だというまじがった報告書がでました。県はなにをしたかという、納税に励むこと、就学率を高めること、生活習慣を改めることを、警察的なもので罰をあたえて、これらを改善しようとした。部落の人たちは社会から差別され、住むところと仕事も奪われ、国が罰則を決めてたたき直そうとする圧政を受けるということが全国に広がっていきました。差別はなくなる。行政は何もためになることをしてくれない。このようななかで自分たちで立ち上がっていったのが水平社です。これが3つ目の話です。

1922年の3月3日に京都の岡崎公会堂で水平社が立ち上がりました。水平はどこでも水平です。どんな位置にあっても人間はみな同じなんだという考えのもとに、水平社という名前にしました。圧政をしていた井伊直弼を桜田門外で倒した同じ3月3日に、自分たちも虐げられていた日を解放するために立ち上げました。水平社の旗は荊冠旗です。イエスキリストがはりつけにあったときかぶせられていた犯罪者の印の冠が荊でした。この世の人たちのすべての罪を自分が担って死に、すべての人を救おうとしたイエスがかぶっていた冠を表しています。荊の周りは黒色です。世の中にはびこっている部落差別の暗黒の世の中を表しています。この旗を掲げて立ち上がりました。水平社宣言があります。宣言とは近い言葉です。奈良県の御所の駒井喜作、西光万吉、阪本清一郎がこの宣言の草案をつくりました。西光万吉は寺の生まれです。寺の檀家がたくさんあったので、お金があり、今の東京芸大に行っています。作品を日展に出そうと住所を書いたときに、部落であることで受付をしてもらえなかった。このようなことなどがあり、差別の現実から奈良に戻ってきました。阪本清一郎は御所の膠問屋の御曹司です。膠は接着剤として使われていました。工業大学に行き、奈良に戻ってきました。駒井喜作は今の阪大法学部を出ています。この3人が集まり、水平社をつくっていきました。当時の部落の3割の金持ち、7割の貧しい人のなかの3割の裕福な人のなかから、学を持って解放のために立ち上がりました。水平社宣言の中でよく言

われるのは、「人の世に熟あれ、人間に光あれ」です。3人が1番苦労したのは宣言のなかの「人間を尊敬することによって自らを解放せんとする」集団をつくることです。人間を尊敬することによって、被差別の立場の自分たちだけでなく、いろいろな人が自分を解放していく、そんな世の中をつくっていかうということを言っています。尊敬するというのは差別することと反対です。人が対等の関係です。相手によって態度を変える。そこに尊敬と差別の差があります。誰が言おうと、肩書きとか、男女とか、年齢とかを抜きにして自分が信念を持って言うべきことをしっかり言って行動をおこし、人としてみな同じだときちっと踏まえて対応していくことが尊敬です。相手を決めつけや上下関係で見て自分の都合のいいように態度をとることを差別と言います。尊敬をもって行動していくことで自分も解放されていく、そういう集団をつくっていかうということです。この宣言を実現するために何をするかを書いた決議文が大切です。そこには、差別があれば、徹底的に糾弾することが書かれています。差別した人に差別を認めさせ、それが間違っていることを伝え、その考えがどこからでてきたかを検証し、謝罪と2度としないことを約束させることです。このようにして水平社がつくられていきました。これが明治の3つ目の大きなポイントです。

「解放令」を出すだけで、差別の禁止とそのための法律や具体的な施策の整備がなかった明治時代。文章を出しただけで何もしなければ差別は残りました。いわゆる「そっとしておいて」差別はなくならなかったと言うことですね。

人権に関する意識調査結果 (概要報告2)

前回の通信に続き、「人権に関する柘植地域住民意識調査」と伊賀市実施の同様の調査の結果を見ていきたいと思ひます。味岡さんの講演にからめて、今回は前回も掲載した水平社宣言の認知度と、「そっとしておけば部落差別はなくなる」という考えについて見ていきたいと思ひます。

水平社宣言の認知度・・・47.3%[うち14.6%は内容を知っている] (2015伊賀市)
 67.4%[うち23.6%は内容を知っている] (2017柘植地域)
 ※ 32.0%[うち10.2%は内容を知っている] (2012三重県)

「そっとしておけば部落差別はなくなる」という考え方

そう思う+どちらかというと思う 35.4% (2015伊賀市)
 そう思う+どちらかというと思う 31.7% (2017柘植地域)

味岡さんの講演とその調査結果を見て、みなさんはどのようなことを感じますか。そして柘植地域ではどのようなことが必要だと感じますか。「さあ、みんなで、考えよう」

文責・橋本浩信

3月の講演会や研修会の案内

- 3月6日(火) ヒューリアみえ研究報告会(14:00～) 三重県人権センター
 「伊賀市同和問題解決に向けた生活実態調査から見えてきたもの」(松村元樹さん)
 「ISO26000を活用し、持続可能な発展をめざすために」(本江優子さん)
 「『市町における3つの差別解消法に関する取組状況等の調査』より」(稲垣満佐代さん)
 「『性の多様性』の啓発がもつ可能性についての一考察」(吉原隆行さん)
- 3月16日(金) 市民人権講座(19:00～) ゆめぼりすセンター
 「部落差別解消法施行1年をむかえて」(谷川雅彦さん)